

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法別表第2が廃止されることとなったため、同表を引用している本条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 番号利用法別表第2を引用している箇所について、番号利用法等改正法による改正を踏まえたものとするものとします。また、併せて定義規定を整理することとします。

【第2条及び第4条関係】

(2) この条例は、番号利用法等改正法の施行の日（同法の公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

番号利用法の改正に伴い、改正するものであり、影響はありません。